

電気通信大学大学院情報システム学研究科教務委員会規程

平成 5年 6月10日

改正

平成16年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成27年10月28日

平成30年 3月30日

第1条 電気通信大学大学院情報システム学研究科（以下「研究科」という。）に、研究科の教育に関する事項を審議するため、大学院情報システム学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関すること。
- (2) 教育課程について、専攻の連絡調整に関すること。
- (3) 授業及び研究指導に関すること。
- (4) 学生の身分に関すること。
- (5) 特別聴講学生、特別研究学生及び短期海外交流学生に関すること。
- (6) その他教務に関すること。

（委員）

第3条 委員会は、各専攻の専任の教授、准教授及び講師のうちから選出された者各2人をもって組織する。

（任期）

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選による。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（会議の開催）

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（事務）

第8条 委員会の事務は、学務部教務課が行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年6月10日から施行する。

2 この規則の施行後、第3条の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。